

名古屋市医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7年 3月25日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第18号

名古屋市医療法施行細則の一部を改正する規則

名古屋市医療法施行細則（平成 9年名古屋市規則第56号）の一部を次のように改正する。

第 1号様式（第 2面）中

「

医師	歯科 医師	薬剤師	看護師	准看 看師	助産師	栄養士	診療 放射線 技師	診療 エックス線 技師	臨床 検査 技師	衛生 検査 技師	理学 療法士
作業 療法士	視能 訓練士	歯科 衛生士	歯科 技工士	看護 補助者	介護 職員	ちゅう房 職員	事務 職員	その他	計		

」

を

医師	歯科 医師	薬剤師	看護師	准看 護師	助産師	栄養士	管理 栄養士	診療 放射線 技師	診療 エックス線 技師	臨床 検査 技師	衛生 検査 技師
理学 療法士	作業 療法士	視能 訓練士	歯科 衛生士	歯科 技工士	看護 補助者	介護 職員	ちゅう房 職員	事務 職員	その他	計	

に改める。

第 4号様式の 2（表） 中

医 師	看護師	准看 護師	看 護 補助者	薬剤師	栄養士	理 学 療法士	作 業 療法士	事 務 職 員	その他	計

を

医 師	看護師	准看 護師	看 護 補助者	薬剤師	栄養士	管 理 栄養士	理 学 療法士	作 業 療法士	事 務 職 員	その他	計

に改める。

第16号様式（表） 中

定格管電圧125kV以下の口内法撮 影用エックス線装置	
--------------------------------	--

を

「

定格管電圧125kV以下の手持ち撮影を意図しない口内法撮影用エックス線装置	
定格管電圧125kV以下の手持ち撮影を意図する口内法撮影用エックス線装置	

に改め、同様式（裏）中

」

「

遠隔操作装置	移動型及び携帯型並びに手術用エックス線装置	
--------	-----------------------	--

を

」

「

遠隔操作装置	移動型及び携帯型並びに手術用エックス線装置	
公称管電圧70kVで0.25mm鉛当量以上の取り外しのできない後方散乱エックス線シールド構造	携帯型エックス線装置のうち、手持ち撮影を意図する口内法撮影用エックス線装置	

に、「医療法

」

施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成13年 3月12日付け医薬発第 188号厚生労働省医薬局長通知）」を「「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」（平成31年 3月15日付け医政発0315第 4号厚生労働省医政局長通知）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市医療法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び届は、この規則による改正後の名古屋市医療法施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。